## マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第17回口頭弁論(結審)へ

2019年8月29日に開かれた第16回口頭弁論では、原告らが最終準備書面を陳述し、 第一審の裁判が終結する予定でした。

最終準備書面のうち、憲法学者・實原隆志さんの意見書(甲55号証)に沿った憲法41条違反の主張に対して、裁判所と被告は「時機に遅れた主張」として却下を試みましたが、弁護団はこれをはねのけました。裁判所は、原告らが最終準備書面をすべて陳述することを認める一方、被告には憲法41条違反の主張に対する反論の機会を認めました。このため、口頭弁論期日が追加され、前回予定していた結審が先送りされました。

「国会は、…国の唯一の立法機関である。」という憲法41条の規定からは、(1)法律の規定をすべて行政機関に白紙委任することは許されないこと、(2)法律が委任する範囲を超える行政機関の命令(政省令)は違法であることが導かれます。實原さんの意見書は、番号法19条14号と番号法施行令の規定が、これらに違反すると指摘します。

第一審最後の裁判を大勢で見守りましょう。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

- ●日時 2019年12月2日(月曜日)11時00分開廷
- ●場所 **東京地方裁判所**(裁判所合同庁舎)**1階 103号法廷**(約100人傍聴可)
- ●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分
- ●スケジュール
- ・10時45分 ミニ説明東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースで開廷前のミニ説明を行います。
- ・11時00分 開廷 被告は憲法41条違反の主張に対する反論の準備書面を提出し、原告は1名の意見陳述と、 最終準備書面の陳述を行う予定です(法廷では要旨を陳述)。

千代

田

線

外務省

- ・裁判終了後 報告集会
  となりの弁護士会館10階
  1005会議室に移動して
  報告集会を開きます。弁護団が裁判のやりとりをわかり
  やすく解説します。
- 日比谷線 ---地下鉄 霞ヶ関駅 ✓ A1 やすく解説します。 東京高等裁判所 経産省 農林水産省 東京地方裁判所 ★裁判・報告集会は、どなたでも 103 傍聴・参加できます。この問題 弁護士 家裁 厚生労働省 会館 簡裁 に関心を寄せる方の傍聴・参 C1 祝田通り 加を呼びかけます。 至虎ノ門 霞門 日比谷音楽堂 ●お問い合わせ 日比谷公園

財務省

国税庁

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

**電話 03-3586-3651 (東京合同法律事務所 担当弁護士:瀬川)** 

(チラシ作成:共通番号いらないネット http://www.bango-iranai.net/)

丸

ク内線・・

国土

交通省

総務省

警察庁

桜田門駅5番

旧法務省

(赤レンガ)

法務省

検察庁